

議案第 33 号

前橋市手数料条例の改正について

令和 6 年 3 月 14 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和 51 年前橋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 項第 2 号エ中「第 1 条の 2」を「第 1 条の 3」に、「第 1 条の 3」を「第 1 条の 4」に改め、同号オ中「118 万円」を「145 万円」に、「141 万円」を「172 万円」に、「159 万円」を「192 万円」に、「195 万円」を「236 万円」に、「227 万円」を「274 万円」に、「455 万円」を「564 万円」に、「582 万円」を「724 万円」に、「707 万円」を「879 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 3 項第 2 号エの改正規定は、公布の日から施行する。